	給与 特	5支払 別	報告書 徴 収		給与所得	<b>}者異動</b> 尼	星出書	ŧ	※ 処理 事項	1. 現 <sup>在</sup>	F度 .	2. 新年度
	給 与 支 払 者(特別徴収義務者)	所在地 (住所)	₹	_					特別と個法	番号 号		
岐阜県川辺町長 様 令和 年 月 日提出	入払者 (義務者)	名 称							担当者電		)	_
個人番号   给   5   氏   名		新姓		(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動年月日	異動の事	由 異動 収税	後の未徴 額の徴収	1月1 まで(	日以降退職時 の給与支払額
所 得住 <sup>現住所</sup>		姓		円	月分から 月分まで 円	円	年月	3.休 4.長期欠	勤   2 一 勤   2 ±	引徴収継続 括 徴 収		円 社会保険料額
者 所 1月1日 現 在	1   E						日	5.死 6.そ の	亡 3 晋 他 (本)	通 徴 収		円

● 異動後の(ウ)未徴収税額の徴収方法を下記のA・B・Cから選択し該当記号に○をつけ、必要事項を記入してください。

A	特別徴収継続 (ウ)の額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。	B 一括徴収 (ウ)の額を事業者が給与からまとめて徴収し納入する。							С	普通徴収
1 1	新特別徴収義務者指定番号		退職日が12月31日までは 異動者の了承を得てください。		徵収予定日		一括徴収予定額		未徴収税額の納付書を	
新特	名 称	一括	徴収の申出 月 日	異動者印	月	日		円	(二年)	人に送ります。
別徴	所在地	一括	数収した税額	!÷ ∃	分で納入しまっ		月	日納入)		
収義		1月1日以降4月30日までに退職した場合は必ず一括徴収してください。								
務電話番号( ) -		できない場合は、下記の理由に○をつけてください。 1.5月31日までに支払われる給与又は退職手当が、未徴収税額より少ないため								
111	担   部 当   署 名	2.再就職先で特別徴収の継続希望があるため								
月铜	刊額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。	3 . 3	-の他 (					)		